

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年1月26日
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部部长 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2016年1月26日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てるため、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条に従い、2016年2月17日に当該新株予約権を発行することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規程に基づき、本臨時報告書の提出をするものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄 株式会社セプテーニ・ホールディングス 第7回役員報酬型新株予約権

(2) 発行数 327個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は32,700株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、付与株式数という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

新株予約権割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込は、新株予約権を引き受ける取締役及び監査役が、当社に対して有する報酬債権と相殺するため、新株予約権の割当日においては、払込金額は生じない。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を7円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使期間

2017年2月1日から2018年1月31日までの1年間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役の地位に有ることを要する。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役7名及び監査役3名、合計10名に割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の

取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、(10)の規定にかかわらず、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。

その他の取り決めについては、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回役員報酬型新株予約権引受契約書」に別途定めるものとする。

(14) 募集新株予約権を割り当てる日

2016年2月17日

以 上